

## 山形県公報

平成17年4月15日(金)

号 外(33)

目 次

規

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める

規則......(障害福祉課)...1

則

規則

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第40号

 $\bigcirc$ 

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成16年10月県条例第51号)第2条の規定の施行期日 は、平成17年4月18日とする。

1

平成17年 4 月15日印刷 平成17年 4 月15日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)